



平成27年度第2回本庄市総合教育会議次第

日時 平成28年 1月28日（木）

午後3時00分から

場所 502会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育委員会委員長挨拶

4 議 題

（1）本庄市教育大綱（案）パブリックコメント結果について

5 そ の 他

6 閉 会

「本庄市教育大綱」（案）に対する意見と市の考え方

本庄市教育大綱（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

- 1 意見等の募集期間：平成27年12月7日(月)～平成28年1月8日(金)
- 2 意見等の受付人数：3人 13件（提出方法の内訳：電子メール2人、持参1人）
- 3 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する 市の考え方	修正内容
	大綱全般に対する意見		
①	<p>大綱自体の内容に異存はありません。当市の教育行政の基本計画については、『総合振興計画』の「教育文化分野」に明記されており、項目が同じ表現になっています。</p> <p>今回、改めて“大綱”が必要でしょうか。振興計画の教育文化分野の政策・計画は、文部科学省の言うところの「教育振興基本計画」であって、教育委員会での協議で「当該計画で大綱に代えること」を判断する方法はなかったのでしょうか。</p>	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第一条の三において、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とあります。</p> <p>本市が目指す教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策は、総合振興計画の中に盛り込まれているため、総振を基本に策定しています。</p>	修正はございません。
②	<p>過日（23日）パブリックコメントを提出しましたが、今回のパブリックコメント案はどう読んでも違和感を拭いきれません。どこかに記憶があり、それとの違和感を感じるのです。</p> <p>そこで、過去の本庄市の教育方針を調べてみました。</p> <p>調査した結果、7年前の「本庄市総合振興計画（平成20年度から平成29年度）」（以降「総振」）の中に盛り込まれていました。そこでは、構成について、「基本理念」と「基本方針」の二段階とし、「基本理念」は、総</p>	<p>基本理念で「世のため後のための教育」がメインタイトルとなっていることに違和感があるというご意見ですが、教育において個人の資質や教養の向上は重要なことですが、一方で公共性や社会性の育成も重要なことから、総合教育会議においてこれらの観点に着目し検討した結果「世のため後のための教育」としたところです。</p> <p>また、基本方針は総合振興計画の実施計画を盛り込むべきところのご意見ですが、「教育大綱」は、「地方教育行政の</p>	修正はございません。

<p>振の教育文化分野の政策大綱かつ本庄市教育行政重点施策である「明日を拓く人を育み、魅力ある文化の育つまち」、サブタイトルに「～世のため、後のための教育～」とし、「基本方針」の柱立ては、総振の「基本計画」と同一にします。とあります。このサブタイトルとメインを入れ替えたために違和感が大きくなったのです。</p> <p>無論、「後のための教育」の教育には違和感がありますが、メインとサブの入れ替えは熟慮したのか疑問があります。</p> <p>また、基本方針は総振の基本計画に当たるもので基本計画自体ですので大きな変更はないのは理解出来ます。</p> <p>但し、それも総振の基本理念「明日の・・・」を受けた場合です。</p> <p>今回の基本理念では、基本方針との一貫性が無くなってしまいました。</p> <p>さらに今回パブリックコメントを求める案は、総振のイメージ図によれば、一番下の「実施計画」を提示すべきであります。</p> <p>何故なら、2か年の計画を毎年度ローリングにより見直しすると定義付けています。</p> <p>ですので、提案すべき案は、基本計画(基本方針)を提案するのではなく、基本計画(基本方針)に基づく実施事業を予算化するための計画であり、毎年度のローリングを反映した2年間の実施計画を提案すべきと考えます。</p>	<p>組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものであり、実施計画に記載する具体的な内容や数値の記載は想定しておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	
---	---	--

基本理念に対する意見

③	<p>「本市は、盲目の国学者である塙保己一誕生 の地です。本市の教育は、塙保己一の・・・ 育成します。」と「本庄市の教育（平成27年 度等）」同様に記載していますが、総合振興 計画では「本市の偉人「塙保己一」と記して います。どのような表現が好ましいのか検討 してください。</p>	<p>歴史上の人物などについては、新聞や 放送などでの取扱いでも原則として 敬称は省略することとされているこ とから、基本的には「塙保己一」とし ています。しかし、「塙保己一」を説 明する「本市の偉人」や「盲目の国学 者」などの文言については、「塙保己 一」を紹介していくそれぞれの場面 において、より適した表現になるよう に対応をしていますので、ご理解いた だきますようお願いいたします。</p>	<p>修正はござ いません。</p>
④	<p>これは、本庄市の学校教育関係者や生涯教育 関係者及び市民へのメッセージと受け取りま した。そして基本理念とは、揺るぎない思い や哲学的な面があることも承知しています。 しかし、この大綱の前提になる本庄市の教育 で注力すべき場面は先ずは、初等、前期中等 教育そして生涯教育だと思います。 そうした場合、この基本理念「世のため、後 のための教育」には違和感を覚えます。 教育とは、世のため、後のためでしょうか。 塙保己一翁は、小さい頃からこの考えを持っ ていたのでしょうか。逆境（盲目）を乗り越え、 生きる術を求めている内に、自分の為の努力 が、世のため、後のため、になると気付いた のではないのでしょうか。その気付きに「教育」 という言葉を付けた結果、違和感が生じてし まったと思います。 教育とは、人が生を受け、生きて行くのに必 要な様々な力や教養を身に付けさせ、身に付 けることではないのでしょうか。結果的に「世 のため、後のため」になるのではないでしょ うか。最初から意識するものではないと考 えます。教育関係者は、先ずその土台を創るの が重要な役目と考えます。今言う生涯教育と は、学校教育のその先にあります。</p>	<p>基本理念の「世のため後のための教 育」が馴染まないのご意見ですが、 教育において個人の資質や教養の向 上は重要なことですが、一方で公共性 や社会性の育成も重要なことから、総 合教育会議においてこれらの観点に 着目し検討した結果、「世のため後の ための教育」としたところです。市民 一人ひとりが塙保己一の精神を受け 継ぎ、学校・家庭・地域が連携し本市 の将来を展望した教育を推進して参 ります。</p>	<p>修正はござ いません。</p>

<p>生涯教育の目的は、自分が社会の中でどのような位置にあり、社会のために何が出来るかを知っているか、知ろうとする努力する意欲の形成。あるいは自分が存在し続ける為に未知のことに遭遇した際、それを解決する基本的知識とその応用方法を見出す力の形成。なのです。その意味から言えば家庭、学校、社会教育は、生涯教育の一コマであり、最終的にはこのことを目標にしているのではないのでしょうか。従って、今回の基本理念「世のため、・・・」は、馴染まないと思います。</p> <p>今回の大綱（案）に接し、もっと分かり易い基本理念があると思いました。</p> <p>更に、補足説明～明日を拓く・・・～は、何とも評価出来ない。</p> <p>小生は、対案として基本理念と補足フレーズを次のように考えます。</p> <p>基本理念「強く、優しい人になるための勉強と教育」～強く、優しい人になり、色々な人びとと環境が共生している街～</p>		
---	--	--

基本方針 1. 「創造性と確かな学力を育む教育の推進」に対する意見

<p>⑤</p>	<p>学力の向上</p> <p>今年 10 月に実施された、全国学力・学習状況調査の結果が当市はどのようなものかわかりませんが、調査の結果を踏まえ、学力の向上に本腰を入れていただきたく思います。学力の高さは市のブランド力につながり、文教都市を名乗れば子育て世代の移住も可能となります。(補助金だけでは移住してくれない) 教師の指導力と指導方法の研究が重要と思います。</p>	<p>学力の向上に向けて取り組むことは大変重要なことだと認識してしており、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、市教育委員会では、「埼玉県学力・学習状況調査」及び「全国学力学習状況調査」の実施教科の平均正答率、質問紙調査の結果や学力、学習意欲の傾向と課題改善策の一例を公開しています。調査結果につきましては、各学校の児童生徒の実態を把握するとともに学力向上に向けた資料として活用しております。</p>	<p>修正はございません。</p>
----------	---	--	-------------------

⑥	<p>児童・生徒の体力づくり</p> <p>体力についても全国調査がありますが、当市の子供たちの体力はどの水準にあるのでしょうか。振興計画にある「2校の体力向上推進校」の成果はどうでしょうか。小中学生時代の基礎体力づくりは、その後の生活を左右するくらい大切なものだと考えます。教育現場での一段の積極的な推進が必要と思います。</p>	<p>児童生徒の体力づくりは、教育において大変重要なことから、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、市教育委員会では、毎年2校の体力向上推進校の委嘱や小・中学校児童生徒体力向上推進委員会を年3回実施するなど、児童生徒の体力向上に取り組んでおります。</p> <p>平成27年度の市立小中学校児童生徒の体力テストは、総合的にみますと埼玉県とほぼ同程度の結果でした。</p>	修正はございません。
⑦	<p>「確かな学力」という表現は「本庄市の教育（平成27年度等）」を読んでも具体的な基準が見当たりません。「確かな学力」基準を明示するか、表現を改めてください。</p> <p>その候補として「多様性」や「柔軟性」を例示いたします。</p> <p>また、今年度より新しくなった「埼玉県学力・学習状況調査」及び「全国学力・学習状況調査」を公開し、「学力」の推移を示してください。</p>	<p>「教育大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものであり、数値や基準など詳細な施策についてはありません。</p> <p>また、市教育委員会では、「埼玉県学力・学習状況調査」及び「全国学力学習状況調査」の実施教科の平均正答率、質問紙調査の結果や学力、学習意欲の傾向と課題改善策の一例等を公開しています。調査結果につきましては、各学校の児童生徒の実態を把握するとともに学力向上に向けた資料として活用しております。公開方法につきましては、研究して参ります。</p>	修正はございません。
⑧	<p>枠内に「次代を・・・拓くため、学校・地域・家庭が連携し、・・・推進します。教育を推進する母体として、記載順序は適切なのでしょうか。</p>	<p>記載した順番は、教育を推進する序列を意味するものではありませんが、検討した結果、ご指摘の箇所を教育基本法に準拠した「学校・家庭・地域」と修正いたします。</p>	ご指摘の箇所を変更いたします。

基本方針2. 「人権を尊重する教育と心豊かなひとづくりの推進」に対する意見

⑨	<p>「いじめ」問題の取り組み・・・当市においてはいじめによる自殺の報道はありませんが、他人の痛みのわかる児童生徒を育てることは、学校だけの責任ではありません。まず家庭の中での親の意識が何より大切です。家庭での躾の不備を学校に押し付ける現在の風潮に怒りさえ感じています。学校も毅然たる態度で親に対応すべきと思います。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただくとともに市教育委員会と連携いたしましていじめ問題に取り組んで参ります。</p>	<p>修正はございません。</p>
⑩	<p>2では、思いやりの対象（例えば高齢者や障がい者、友人など）を強調する方が良い。</p>	<p>人として、互いが互いの人権を尊重することが極めて重要です。子どもから高齢者まで社会全体として「人権」を尊重することができるよう人権教育に取り組んで参ります。</p>	<p>修正はございません。</p>

基本方針3. 「教育環境の整備」に対する意見

⑪	<p>安全・安心は当たり前です。良好で質の高いとはどんなことを指すのか分からない。</p>	<p>一年を通じて児童生徒が安全で快適な学校生活を送り、集中して学習できる環境等を整えるため、耐震補強やエアコンの設置等を行っています。また、タブレット型コンピュータの導入等現代社会の動向にも対応した教育機器の充実にも努めております。</p>	<p>修正はございません。</p>
---	---	---	-------------------

基本方針5. 「文化財の保護と活用の推進」に対する意見

⑫	<p>本庄を語る時、何時も長い歴史と伝統を持つ本市・・・の言葉が先頭に来るが何処の街にも歴史や伝統があります。こだわっても良いが、「歴史と伝統を広く面的に見る」ことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>本市の文化財は、国民の貴重な財産であり、大切に保護し未来へと継承していくことが大切だと考えております。今後とも市教育委員会と連携いたしまして文化財の保護と活用の推進に取り組んで参ります。</p>	<p>修正はございません。</p>
---	---	--	-------------------

⑬	<p>本庄市は文化財などに対する固定資産税軽減などの措置が講じられていないと聞いていますので、補助金等の財政措置を明確にしてください。</p>	<p>国指定文化財、国登録有形文化財につきましては、地方税法にもとづき固定資産税の軽減措置が講じられています。</p> <p>また本市では「本庄市文化財保存事業費補助金交付要綱」を定めて、文化財の保存と活用を図るため、文化財の所蔵者・管理者に対して、必要に応じて有形・無形にかかわらず補助金を交付しております。</p>	<p>修正はございません。</p>
---	---	---	-------------------